



## 宿泊約款

(この約款の適用)

第1条 当ホテルが締結する宿泊及びこれに関する契約は、この約款の定めによるものとし、この約款に定めていない事項については、法令又は慣習によるものといたします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特別の契約に応ずることがございます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは、次の場合には、ご宿泊の引受けをお断りすることがございます。

- ① ご宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- ② 満室(員)のため客室の余裕がないとき。
- ③ 宿泊を希望する方が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ④ 宿泊を希望される方が、明らかに伝染病者であると認められるとき。
- ⑤ ご宿泊に関して特別の負担を求められたとき。
- ⑥ 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊していただくことができないとき。
- ⑦ 愛知県条例(旅館業法の施行について)の規定する場合に該当するとき。
  - 明らかに精神病患者と認められ、且つ適当な保護者のない者又は泥酔者が宿泊をされる場合、喧騒し他の宿泊者に危惧の念を抱かせ若しくは安眠を妨害する虞れがあると認められる者。
  - 宿泊しようとする者の健康状態、もしくは携帯品等によって他の宿泊者に衛生上危惧の念を抱かせる虞れがある者。
- ⑧ 宿泊を希望される方が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力であると当ホテルが認める場合。
- ⑨ 宿泊を希望される方が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると当ホテルが認める場合。
- ⑩ 宿泊を希望される方が法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの。
- ⑪ 宿泊を希望される方が当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、ご宿泊のお申込み(以下「宿泊予約のお申込み」といいます。)をお受けした場合には、期限を定めてお申込み者に対して次の事項の明告をお願いすることがございます。

- ① 宿泊されるお客様の氏名、性別、住所、国籍及び職業
- ② その他ホテルが必要と認めた事項

(予約金)

第4条 当ホテルは、宿泊予約のお申込みをお受けした場合には、期限を定めて、ご宿泊期間(ご宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いをお願いすることがございます。

2 前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するときは、同条の予約取消手数料に充当し、残額があればお返しいたします。

(予約取消)

第5条 当ホテルは、宿泊予約のお申込者が、宿泊予約の全部又は一部を取消したときは、別表の予約取消手数料の規定により取消料を申し受けます。ただし、団体客(ペイニングメンバー15名以上の場合、以下同じ。)の一部について宿泊予約の取消があった場合には、宿泊日の10日前の日(この日以後にお申込みをお受けした場合には、その日)における宿泊予約人数の10%以内にあたる人数(端数が出た場合には切り上げ)については、この限りではございません。

2 当ホテルは、宿泊されるお客様が連絡なしにご宿泊当日の午後10時(あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻の2時間経過した時刻)になってもご到着がないときは、その宿泊予約は取消されたものとして処理することがございます。

3 前項の規定により取消されたものとみなした場合、宿泊されるお客様が、連絡なしにご到着なかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延、その他お客様の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の予約取消手数料はいただきません。

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を取消することがございます。

- ① 第2条第3号から11号までに該当することとなったとき。
- ② 第3条第1号の事項の明告をお願いした場合、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- ③ 第4条第1号の予約金のお支払いをご請求した場合、期限までにお支払いがないとき。

2 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を取消したいときは、その予約についてすでに頂戴した予約金があればお返しいたします。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊されるお客様は、ご宿泊当日ホテル到着の際フロントオフィスで次の事項を登録していただきます。

- ① 第3条第1号の事項
- ② 外国人の場合は、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- ③ 出発日及び時刻
- ④ その他ホテルが必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)(チェックインタイム)

第8条 宿泊されたお客様が当ホテルの客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時でございます。

(ご予約されたお客様は、午後10時までにチェックインをおねがいたします。)

(料金のお支払)

第9条 料金のお支払いは、通貨又は当ホテルが認めた小切手により、チェックインの際前金にて当ホテルのフロント会計係でお願いいたします。

2 宿泊をされるお客様が宿泊の登録後、任意にお泊りなかった場合でも宿泊料金は頂戴いたします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊をされるお客様は、当ホテルが定めたホテルご利用についての定めに従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当ホテルは、お引き受けしたご宿泊期間中でも、次の場合にはご宿泊の継続をお断りすることがございます。

- ① 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- ② 前条のご利用についての定めに従わないとき。

(宿泊の責任)

第12条 お客様のご宿泊に関する当ホテルの責任は、お客様が当ホテルのフロントオフィスで宿泊のご登録をなさった時、又はお部屋にお入りになった時のうちいずれか早い時に始まり、お客様がご出発のためお部屋をあげられた時に終わります。

2 当ホテルの責に帰すべき理由によって、宿泊をされるお客様にお部屋の提供ができなくなったときは、天災、その他理由により困難な場合を除き、そのお客様に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をごあわせいたします。この場合には、客室のご提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂戴いたしません。



## 宿泊約款 別表

【予約取消し手数料申し受け規定 / 取消料について 別表】

取消日 人数	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	4 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	30 日 前
1~14名様	70%	70%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	20%			
15~30名様	70%	70%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	20%			
31~100名様	70%	70%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	20%			
101名様以上	70%	70%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	15%	10%	10%

※不泊とは、無連絡による取消をいいます。

【予約取消し手数料申し受け規定 / 一部人数減少の場合の取消料について 別表】

予約人数	減 員 内 容		取 消 料
101名様以上の 場合	予約人数の10%以下の減員		無 料
	予約人数の10%を 超える減員の時	予約人数の50%以上 の人員が宿泊した 場合	予約人数の10%を超える人員 について所定の取消料の20% とする。
		予約人数の50%未満 の人員が宿泊した 場合	予約人数の10%を超える人員 分について所定の取消料とす る。
100名様以下 の場合	予約人数の20%以下の減員		無 料
	予約人数の20%を 超える減員の時	予約人数の50%以上 の人員が宿泊した 場合	予約人数の20%を超える人員 について所定の取消料の20% とする。
		予約人数の50%未満 の人員が宿泊した 場合	予約人数の20%を超える人員 分について所定の取消料とす る。